

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳥福祉会（以下「法人」いう。）の定款21条に基づき役員の報酬について規程するものである。

### (範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 役員旅費

### (会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

### (役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。なお、書面又は電磁的記録により同意の意思表示がなされた場合についても、同様とする。

- 2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

### (役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

## 附則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

この規程の改正は、平成29年4月1日から実施する。